

令和4年度

第3回 定期 監査 報告書

(監査実施期間：令和4年11月24日～令和5年2月14日)

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	4

《指摘事項》

- 1 事務関係 (コミュニティ推進課)

《指導事項》

- 1 収入関係 (建築住宅課)

《検討事項等》

- 1 事務関係 (こども育成課)

南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和5年3月2日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	公有財産管理課
復興企画部	コミュニティ推進課
市民生活部	市民課
こども未来部	こども家庭課、こども育成課
建設部	土木課、都市計画課、建築住宅課、水道課、下水道課
行政委員会等	会計課、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
教育委員会	中央図書館、文化財課
小学校	鹿島小学校、八沢小学校、上真野小学校
幼稚園	鹿島幼稚園
保育園	かしま保育園、かみまの保育園、原町さくらい保育園、原町あずま保育園

3 監査の範囲

令和4年4月から令和4年10月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
 (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続きは適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は適切な理由となっているか。
監	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出外現金管理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
行政	の主要事業等の進捗確認	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和4年11月24日～令和5年2月14日

7 監査の実施場所及び実施日

実施日（監査委員監査）	対象課等	実施場所
令和5年1月27日（金）	公有財産管理課	監査委員事務局
	コミュニティ推進課	
	市民課	
令和5年1月30日（月）	子ども家庭課	監査委員事務局
	子ども育成課	
	土木課	
	都市計画課	
令和5年1月31日（火）	建築住宅課	監査委員事務局
	水道課	
	農業委員会事務局	
	会計課	
令和5年2月1日（水）	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局
	中央図書館	中央図書館
	文化財課	博物館
令和5年2月2日（木）	鹿島小学校	鹿島小学校
	鹿島幼稚園	鹿島幼稚園
	八沢小学校	八沢小学校
	上真野小学校	上真野小学校
	かみまの保育園	かみまの保育園

実施日（監査委員監査）	対象課等	実施場所
令和5年2月3日（金）	原町さくらい保育園	原町さくらい保育園
	原町あずま保育園	原町あずま保育園
	かしま保育園	かしま保育園
	下水道課	監査委員事務局

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

1 事務関係

補助金交付事務について、次のような不適切な事務処理がなされていました。

- ① 事業計画書に基づく事業の実施ができなかったにもかかわらず、変更申請書の提出がなされていなかった。
- ② 経理を示す証拠書類の提出がなく、補助事業者に対する確認が未実施であった。
- ③ 南相馬市市民活動サポートセンターに係る補助金交付要綱の整備がなされていなかった。

（コミュニティ推進課）

市は、南相馬市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）を運営する、一般社団法人南相馬パブリックトラスト（以下「団体」という。）に対し、負担金及び補助金を交付しています。毎年年度当初に、団体から事業計画書の提出を受けますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、予定していた事業の実施ができませんでした。しかしながら、本監査実施日（1月27日）現在において変更申請書は未提出でした。

また、令和4年4月から10月までのセンターの経理を示す証拠書類の提出を求めましたが、書類の提出はなく、市から団体に対する事業の進捗確認等についても未実施であり、補助金の履行確認は不十分で、管理体制はずさんでした。さらに、補助事業の根拠規定である、センターに係る補助金交付要綱も未整備なうえ、補助対象の範囲や算定方法も不明確なまま事務処理が進められていました。

まずは、補助金を交付する上で「公益上の必要性」を明確にし、補助金の交付額の妥当性や用途の透明性を確保できるようにしてください。

補助金は、公金が原資です。「公益性」が交付の条件となるため、「必要性」「妥当性」「有効性」「公平性」のこれら4つの基本的視点からあり方を見直し、透明性の高い、市民に還元できる補助事業の実施に努めてください。

《 指 導 事 項 》

1 収入関係

収入関係について、滞納整理事務が十分に行われていないと認められました。

- ① 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料等の滞納状況の把握、対策が不十分であった。

(建築住宅課)

市営住宅使用料の滞納繰越額は年々増加し、昭和63年度から令和3年度まで、総額72,516,305円の滞納繰越額となっています。特に、平成26年度からの繰り越し調定額は100万円を超え、令和3年度に至っては1,000万円を超えている状況です。

市営住宅使用料及び駐車場使用料については、使用料を支払っている入居住民に対し、公平性を欠くことになり、適切な管理とは言えません。滞納者の対応に当たっては、「南相馬市営住宅条例」及び「南相馬市営住宅条例施行規則」にのっとり、適正に滞納整理事務に取り組んでください。

《 検 討 事 項 》

1 事務関係

- ① 市立幼稚園、保育園等の保護者負担金について、口座振替を利用すること。

(こども育成課)

市立幼稚園、保育園等では、教材費など保護者が負担する費用について現金集金となっています。現金の保管等については適切な管理がされていましたが、現金を取り扱うことによる事故等を防止する点からも、口座振替を利用するなど検討してください。

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの